



新井白石『鬼門説』について：翻刻と注解  
(平木康平教授退職記念号)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-06-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 水野, 杏紀 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00004460">https://doi.org/10.24729/00004460</a>

# 新井白石『鬼門説』について

—翻刻と注解—

水野杏紀

はじめに

新井白石（一六五七—一七二五）は、朱子学者木下順庵に学び、徳川綱豊（後の六代將軍家宣<sup>いへのぶ</sup>）の侍講となり、六代將軍家宣、その子七代將軍家継の世において、幕政に深く関わった。

新井白石には『鬼門説』という著がある。白石はこのなかで、「鬼門」についてさまざまな文献を挙げながら、あるいは幕政における見聞などを交えて、「鬼門」とは何かを考察している。

白石の時代においては「鬼門」を忌むという考え方が世間に浸透していた。そうした世の風潮に対し、儒学者であった白石は「鬼門」に対して客観的な論拠を挙げながら、それを自分なりに判断しようとしたのである。

現代においても、「鬼門」とは一般的に迷信的な意味合いを持つものとされているが、人々はそれに対して疑わしさをもちながらも、その俗信にひっぱられている傾向がある。白石の時代も同様であり、

白石はそうした「鬼門」について、正面から先駆的に研究した最初の人物であった。

『鬼門説』は「新井白石全集」にも所収されておらず、白石研究においても、『鬼門説』を論考する意義があるものと考えられる。

以上のことを踏まえ、ここに『鬼門説』の翻刻と注解を挙げる。

新井白石『鬼門説』についての先行研究はみられないが、『鬼門説』の後半の一部は『古事類苑』方技部三、陰陽道下「鬼門」項に所収されており、この論考の参考とした。<sup>2</sup>

## 一．白石の人物像について

まず、白石とはどのような考え方を持った人物だったのかを考察したい。

第一に、白石は儒学者であった。

徳川綱豊の侍講となり、『詩経』、『書経』、『大学』、『春秋』など

を進講した。將軍綱吉が甥の綱豊を養嗣子とし、のちに將軍家宣になったのちも、『詩経』、『資治通鑑』などを進講した。

第二に、白石は家宣、家継のふたりの將軍の政治戦略立案を行った人物であった。

宝永六年（一七〇九）〜享保元年（一七一六）、幕府の政策立案に携わり、幕府財政や長崎貿易など、さまざまな進言を行っている。

第三に、日本の歴史を独自の視点を入れながら研究し、それを書に著した人物であった。

白石は、武家の治世の始まりから家康にいたるまでの歴史をしるした『読史余論』を家宣に進講した。また、日本の古代史を中心にして白石の見解を加えた『古史通』、『古史通或問』、漢字や神代文字などについて述べた『同文通考』を著述した。

第四に、西洋などの異文化の世界に関心を示した人物であった。

ローマの宣教師シドッチなどの話を聞き、『西洋紀聞』の書を著述した。また、蝦夷地や琉球の地誌とも称される『蝦夷志』、『琉球国事略』も著述した。

第五に、自叙伝をあらわした人物であった。

文章は流麗で、文学的にも高く評価されている『折たく柴の記』を記した。

また、彼は幕政に携わっていた時代、江戸城の紅葉山文庫などさ

まざまな幕府所蔵の図書に触れることができる立場にあったと考ええる。『鬼門説』は、白石の儒学者としての立場、將軍の政治戦略立案を行った立場、豊富な知識、幅広い見聞を持っていたうえで書かれたものであることを留意したい。

新井白石が『鬼門説』を著した著作年代は不明である。しかしながら、幕府内で見聞きしたことも記されていることから、白石が將軍、家宣、家継の二將軍に仕えていた頃の見聞がもとになっているものと考ええる。白石六十歳のときに將軍家継が没する。將軍吉宗の時代になると、白石は罷免される。その後はそれまでの経験や見聞をもとに、さまざまな書を記した。『鬼門説』は、この時代に過去の草稿をもとに著述した可能性もあろう。

桑原武夫は、白石はつねにももの根源にまでさかのぼって疑ってみようという合理主義の精神があるとし、それを白石のラディカリズムと称している。それは、可能なかぎりあらゆることを究極まで疑い、これを追究しようとする合理主義の執拗さであり、これを白石の思想態度の特色であるとする。<sup>3)</sup>

こうした白石の思考は、この『鬼門説』においても発揮されていると考える。当時、世間だけでなく、幕府内の人々のなかに「鬼門」を忌む風潮があった。白石は「鬼門」について、懐疑的な立場にたち、さまざまな文献や幕府内の見聞などを駆使して、「鬼門」を客

観的に分析、解釈を試みたのであった。

## 二、江戸時代と鬼門

白石『鬼門説』の全文を挙げるまえに、白石の生きた時代（一六五七―一七二五）に、世間は「鬼門」をどのようにとらえていたのかを考察したい。

徳川幕府の政治の中心は江戸城にあったが、『大猷院殿御實紀』巻五<sup>4</sup>は、江戸城の鬼門にあたるのが東叡山寛永寺であると記している。

大僧上天海が願により。忍岡の地を給はりて伽藍を創建せしめらる。その旨趣は。むかし桓武天皇平安城に定鼎の時。傳教大師皇城の鬼門叡山の靈地をいとなみ。帝都の鎮護として。千有餘年皇祚長久を祈奉る事。いまにおゐて怠らず。いまこれに準擬するに。忍岡は江城の鬼門たり。その地の靈勝かの叡山に滅ぜざれば。ここに七堂伽藍を經營し。國家安全。武運繁榮を祈らんとぞ聞えける。

大僧正天海はみづから願ひ出て、幕府より忍岡（上野）の地を給わり、伽藍を創建させた。その旨趣とは、昔、桓武天皇が平安城に都を定め、傳教大師（最澄）は皇城の鬼門にあたる比叡山の靈地

に（伽藍等を）造営し、帝都の鎮護の地となって千有餘年、皇位の長久を祈り奉る事は今においても怠ることなく行われている。これになぞらえるならば、忍岡は江戸城の「鬼門」である。忍岡が靈勝の地であることは比叡山におとらぬものであり、天海はここに七堂伽藍を営み、國家安全、武運繁榮を祈ったといわれているとする。

忍岡に伽藍が建立されたのは、寛永二年（一六二五）であるが、江戸城の東北にあたる忍岡の伽藍の山号は東叡山と名づけられた。東叡山は比叡山にならない、東の叡山の意味でつけられたものである。寺名は寛永寺と名づけられが、これは寛永の年号からつけたものである。これも比叡山の寺名が、桓武天皇が平安京に遷都した延暦年間の年号をとって比叡山延暦寺と号したのにならったものである。<sup>6</sup>

「鬼門」は古くは「平安京の（東北に位置する）比叡山は帝都の鬼門鎮護をなす」とされたものであった。<sup>7</sup>

江戸時代になると、江戸城の「（東北）鬼門」を鎮護するのが東叡山寛永寺であるという記述が登場する。

十八世紀の川柳には、以下のようにうたわれた。

花の山鬼の門とハおもわれず（『柳多留』十一篇）<sup>8</sup>

東叡山一帯は、花を愛で觀賞するために庶民が多く訪れた場所



よしにて、屋宅を作るべきやうをしるせる書なり。是堪輿家といひてかゝる事を学ぶ人の作りて、黄帝の御名をかりしものなるべし。

東北の隅を鬼門と名づけたり。其説二ツありて同じからざるにいたり。一つにいはいはく、

「鬼門ノ宅ハ氣ヲ壅。缺薄空荒ニ吉シ（缺薄空荒吉シ）。之ヲ犯偏枯淋腫等ノ災アリ」<sup>12</sup>と見えたり。

此説によれば、此方に家作れば氣をふさぐ。かきうすくむなしくあるによし。若し然らざれば、偏枯、中風にして身のかたがた、かるしの類なり。淋病腫氣等の病あるべしとなり。一つにいはいはく、「艮ハ鬼門龍腹徳囊、宜ク厚實ナルベシ。重吉アリ。缺薄ナレバ即チ貧窮ス」<sup>13</sup>と見えたり。

此説によれば、艮のかたは鬼門なり。龍腹徳囊の地とも名づく。此方はよろしく厚く実べし。しかれば重れる吉有り。もし缺薄き時は貧窮なるべしとなり。前の説は缺べしとなり、後の説は厚く実べしとなり。二説同じからずして一定せぬと見えし。

又、東北のかたを鬼門といふ事は『山海経』<sup>14</sup>に見えたり。

「東海の度索山といふ地に、大きな桃の三千里にわたかまれる樹あり。其の卑き枝、東北に向ふ。これを鬼門といふ。此所、衆の鬼の出入する所なれば、かくは名づけしなり。そこに二の神、まず神荼、鬱壘といふ。彼鬼をとらへて虎にかふ。黄帝これにかたどり

て、桃の枝を門戸にさして、神荼、鬱壘の神を絵がきて衆の凶鬼をふせがるといふ」。

これ鬼門の字のよりて出る所にや。

今の中華には其ならハし残りて、正月には桃の符を門戸にさす事あり。すべて鬼を驅るに桃が枝を用うるなり。本朝の人、梅のすえといふはあやまれるか。此外に鬼門の事さだかなる説をいまだ見ず。

いにしへより東の方に家を作り出す事ハいむことにや。<sup>15</sup>

「魯の哀公の東の方に宅をます事は不祥なりといふ事侍り。まことにとやと問玉ひしに、孔子の對させ玉ひて、『不祥といふ事五つ侍り。東に宅をます事ハ其中にさぶらはず。それ人を損じて自から益は、身の不祥なり。老たる人をすて、いとけなきをとるは、家の不祥なり。賢人をすて、不肖なるを用うるは、國の不祥なり。老たる者のわかきを教ふる事なく、幼なき人のもの学ぶことなきは、俗の不祥なり。聖人ふしかくれ、愚者権をほしひま、にするは、天下の不祥なり。不祥五つあれど、東に宅をます事はその中にさぶらはず』とのたまひし」と見えし。

これによりてミれば、東北の方を缺ざれば不吉なりといふも、世の人のいひならハせる事にて用うるにたらざるにや。

かゝる事は、今中華には堪輿家として其道を学び、方位をさだむる

人あり。我朝には陰陽曆家等かかることをいひ沙汰せしとみえし。『黄帝宅経』の説も一定の説ともミえず。たとへ其禁忌を犯したりとも、わづかに偏枯淋腫の病にかかるのみにて、ふかき禍ありとは見えず。

「西家の東は東家の西」といふ事あり。これ方角の禁忌あるべからざるのよしをあきらめし説なり。たとへば東方をいむことあらんに、西の方にある家より東方なりとていむ所は、其東の隣の家より見れば、忽に西の方になりて、いむべきかたにあらずとの理なり。

我朝の秘記に、憲榮朝臣<sup>ノリヨシ</sup>申していはく、此朝臣の事未だ考へず。おもふに賀茂氏の博士なるべし。「丑寅の方に卜曆につきて見れば良の方なり。此方を巴塞べからず」といふ事あり。<sup>17</sup>

これ東北の隅に家作りふさぐまじきの説にて、『黄帝宅経』前の説にあふか。されどもいにしへの大内裏宮城の圖を按ずるに、東北の隅缺れしとはミえず。但し梨本の地は内裏の東北の外にあり。彼地空閑の地のよし注したれば、これもし塞がれざるの心にや。

今の内裏は光明院のみかど御即位の時、もとの内裏ハ<sup>くじ</sup>尽く焚しかば、陽徳門院<sup>18</sup>の土御門の御所のやけのこりしを用ゐられて、假の内裏となされしなり。紫震殿<sup>19</sup>はもとの寢殿にして、内侍所ハ東の臺なり。清涼殿は西の臺なり。いにしへの名のみありて、まことは古き内裏のあとかたもなしといへり。これも東北の隅缺れしとは

見へず。ただし紫震殿の東北の隅の柱ばかり四角にけづられしといふ。まことなるにや。これは鬼門にあたれば、缺れしものにやといふ人あれど、さだかなる事をバしらず。

いにしへ内裏つくられしに、かならず作りのこさるる所あり。これ「天道ハミてるをかく」<sup>20</sup>の戒なりといひ傳ふ。『史記』の龜策傳に「天もなを全からず。かゝるゆへに、屋をつくるに三つの瓦をふきのこす」<sup>21</sup>と云り。これらハ禁忌のためにもあらず。深き戒なれば、さもありぬべし。

佛の説にも「本来東西無。何處南北有」<sup>22</sup>と云り。これまた方位の禁忌あるまじき謂、しかるに後の世にいたりて鬼門に伽藍つくられて、悪気を降伏あるべしなどいふ。いかなる事にや。佛の心にもたがひぬべき。

近くは神祖<sup>22</sup>の御時、外城門を建られしに、東北の方にあたり侍るよしを申す人ありしに、さらばとて名を筋違橋の門と名づけさせ玉ひし。これはかくいさめ申せし言葉にたがはせ玉ふまじきにて、名も以て方位をかへさせ玉へとも、まことは其門を改め建させ玉はざりき。

又徳祖<sup>23</sup>の御時、御殿をつくられしに、東北の方をバ缺るべきよしを申せしに、わらハせ玉ひて、「天下はなを一家のごとし。我家の鬼門は蝦夷の地にやあるべき。其外の地、禁忌にか、ハるに及ぶ

べからず」と仰られしよし。つねに御側に侍りし人の物語せしをまのあたりに承りき。申すもおろかなれども、まこと天が下、しろしめされし御心よりいで出し御言葉のすゑありがたき事なり。

#### 四. 『鬼門説』の分析

##### (一) 「鬼門」が記された 『黄帝宅経』

白石は「鬼門」のことが記された文献として、『黄帝宅経』<sup>24</sup>と『山海経』を挙げており、「鬼門」の言葉が中国発祥であることを述べている。

白石が『黄帝宅経』を挙げていることから、この書がこの時代にすでに流布していたことがわかる。後に、和刻本(苗村元長校『黄帝宅経』(文化紀元(二八〇四)冬十一月序記)が出版されている。十九世紀になると、庶民を対象とした多くの「家相書」が刊行される。そこには中国の文献の引用がみられるが、そのなかでは『黄帝宅経』を引用する場合が多い。それに対して、村田あがは古代中国の流れをくむ由緒ある『黄帝宅経』からの引用という権威づけのためには用いられる場合が多いとしている。<sup>25</sup>

白石はまず、『黄帝宅経』をもとに、「鬼門」の解釈を試みた。その一文を挙げる。

鬼門の宅は氣を壅ぐ。缺け薄く空しく荒るるは吉し。これを犯せば偏枯淋腫等の災あり。

この説によれば、この方に宅を造れば氣をふさぐので、缺けて薄く、空にするのが吉であるとする。もしそうでなければ、偏枯、中風となり、薄命であり、軽い淋病腫氣の病があるとする。もう一文では以下のように記されているとする。

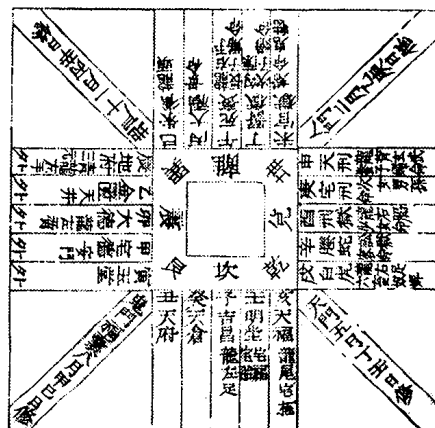
良鬼門は龍腹徳囊、宜しく厚實なるべし。重吉あり。缺薄なれば即ち貧窮す。

この説によれば、良の方は鬼門である。龍腹徳囊の地とも名づける。この方は厚実にすることがよい。そうすれば重なる吉事が有るであろう。もし、缺けて薄い時は貧窮となるとしている。

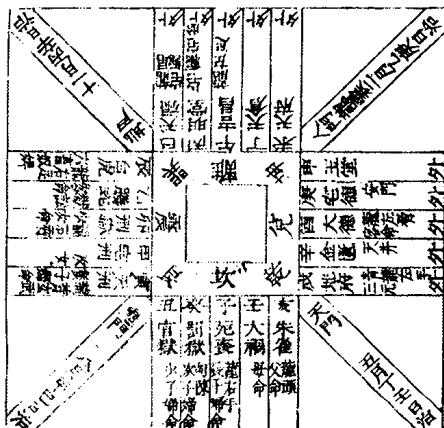
白石は、前の説は(良鬼門は)缺くことがよいとあり、後の説は厚実にすることがよいとある。二つの説は(その説くところが)同じではなく、一定していないとする。



陽宅図



陰宅図



和刻本 苗村元長校『黄帝宅経』(文化紀元冬十一月序記)にみる陽宅図、陰宅図(本には陽宅図、陰宅図の名の記載はない)

中央には『易』八卦が記され、その外側には八干(土気を除く)と十二支、四維(天門、人門、地戸、鬼門)の計二十四路が配置されている。八干、十二支の下には、十二将、十二宅神の名等がみられる。

実は現存する『黄帝宅経』の内容は不完全なところがあるとされ、  
ており、敦煌文書における『宅経』が参考になるとされている。  
従って、『黄帝宅経』は敦煌写本の『宅経』と対照した研究がなされることが多い。

白石が一定しないという二つの論は、前者は陽宅(生きている人の住む居宅)の場合のことを示し、後者は陰宅(葬地)のことを指すものであり、したがって、二文の「鬼門」についての記述も異なっていたことになる。

(二)「鬼門」が記された『山海経』

白石はまた、「東北の方を鬼門という事は『山海経』に見える」とし、「鬼門」を記載した文献として『山海経』を挙げて、以下のように記している。

東海の度素山という地に、大なる桃の三千里にわたって曲がりくねる樹がある。その低い枝が東北に向う。これを鬼門というのである。この所はもともとの鬼の出入りする所なので、このように名づけたものである。そこに一つの神がいて、まず神荼、鬱壘という。あの鬼をとらえて、虎にあさらせる。黄帝はこれにならって、桃の枝を門戸にさして、神荼・鬱壘の神を描いて、もろもろの凶鬼をふさぐという。

これの原文は現存する『山海経』にはなく、後漢の王充『論衡』訂鬼篇に引く『山海経』<sup>27</sup>にある。

白石はこの一文が「鬼門」の字の由来であるとし、この外に「鬼門」の事(由来を記す)確かな説をこれまで見たことはないとし

ている。

後漢の蔡邕『獨斷』には、東北の「鬼門」を闕領する神荼・鬱壘が大晦日に門戸に描かれて凶をふせぐものとなったと記し<sup>28</sup>、後漢の應劭『風俗通義』祀典第八でも同様に記されている。<sup>29</sup>

後漢には、大晦日に門戸に桃人がおかれ、凶をふせぐことが行われた。(後世になると、桃符が門戸に掲げられるようになる。)

宋代の『歳時廣記』巻第五 元旦上「寫桃版」においてはこう記す。

『皇朝歳時雜記』には、桃符は薄い木版で、長さ二、三尺、大きき四、五寸である。上に神像、さんげい狻猊(唐獅子)白沢といったものを描き、下に左には鬱壘、右には神荼と書き、あるいは春の詞を書きうつし、祝禱の語を書く。元旦になるとあたらしくするのである。<sup>30</sup>

これらの風習は、神荼、鬱壘の名があることから、『山海経』の「鬼門」の文に由来していることがわかる。

白石の生きた時代(一六五七〜一七二五)は、中国では明から清(康熙元年(一六六二)から清朝)へと王朝が変わる時であったが、清代の中国南方出身の人々の風俗を描いた『清俗紀聞』にも、桃符のことが記されている。

除夜には官府・大戸の向は、桃符とて聯のようにこしらえたる

板一對に、竜虎、朝官、桃柳、平升三級(三階級昇進を願う)の図を彩画し、二の門の左右に掛け、邪気をはらう。<sup>31</sup>



図：桃符

一方は上から虎、朝官、柳、平升三級、もう一方は上から龍、朝官、桃、平升三級が描かれている  
中川忠英著 孫伯醇、村松一弥編  
『清俗紀聞』I (平凡社 一九六六) 三十頁の図を転載

白石は『山海経』の「鬼門」にもとづくものとして、「今の中国にはその慣習が残っており、正月には桃符を門戸にさす事があり、すべて鬼を駆逐するのに桃の枝を用いる」としているが、中国では当時、正月に桃符を門戸に飾って邪気を祓っており、それは白石の述べるように『山海経』の「鬼門」のことを記した一文に由来するものであった。

### (三) 居宅の禁忌

白石は、古来より、東の方に家宅を増築する事は忌むこととされているとし、「魯の哀公と孔子の話」を挙げる。

魯の哀公が（孔子に）「東の方に宅を益す事は不祥であるといわれておりますが、本当でしょうか」と問われたことに、孔子が答えていわれるのに、「不祥という事には五つある。東に宅を増すことはそのなかにない。すなわち、人に損を与えて自らの益とすることは身の不祥である。老いた人を捨てて若い人を選ぶのは、家の不祥である。賢人を捨てて不肖な人を用いるのは、国の不祥である。老いた者が若い者を教育することなく、幼い人が物事の道理を学ぶことがないのは、俗（世の慣習）の不祥である。聖人が伏し隠れ、愚者が権力をほしいままにすることは、天下の不祥である。不祥は五つあるけれども、東に宅を益すことはない。

これは漢の劉向撰『新序』に記されている。<sup>32</sup>

白石はこれらを挙げたのち、以下のように述べている。

これによってみれば、東北の方を缺かなければ不吉であるというのは、世間の人がいつて慣わしとなつていてることであつて、それは取りあげるに足るものではない。

ここで注目したいのは、「東北を缺かなければ不吉とするのは世間の人がいつて慣わしとなつていてること」としてのことである。

一七〇〇年代の江戸時代には、こうした「東北にまつわる禁忌」があつたことがうかがえる。白石はそれらに否定的なみかたをし、さ

らにこう続ける。

西家の東は東家の西という事になる。これは方角の禁忌というものがないということを示した説である。たとえば東方を忌むことがあるとして、西の方にある家より東方であると忌むところは、その東の隣の家より見れば、すみやかに西の方になつて、忌むべき方ではないという理屈となる。

中国では古くより居宅の禁忌の有無が論じられてきた。後漢の王充『論衡』四諱では、「哀公が居宅の西に増築しようとしたが、史官がそれを不吉であるとしていさめた」<sup>33</sup>とある。ここでは、東ではなく、居宅の西に増築することを忌むとしている。

さらに『論衡』四諱では、世で忌むべきとされていることを四つ挙げ、その第一として「西に宅を増築するのを忌む」ことを挙げており、後漢にこうしたことを忌む風潮があつたことがわかる。そして、著者である王充は、それに対して批判的な立場をとつてゐる。<sup>34</sup>

この「西家の東は東家の西ということがある」と同様の文は、『淮南子』齊俗訓に「ある家を」東の家からみると西の家というが、西の家からみると東の家という」<sup>35</sup>とある。

白石は「東方を忌むことがあるとして、西の方にある家より東方であるとして忌むところは、その東の隣の家より見れば、すみやか

に西の方になって、忌むべき方ではない」という論を展開し、「方角の禁忌というものはない」と結論をくだしている。白石は、方位とは中心をどこにおくかによって変わるものであって、それは絶対的なものではなく相対的なものであるとし、従って方位に禁忌はないと考えたのであろう。

#### (四) 堪輿家について

白石は、「このような事は、中国では堪輿家がいて、その道を学んで方位（の吉凶）を定める」としている。

白石は、中国における宅の吉凶を占断する者を「堪輿家」と称している。白石は『鬼門説』の最初でも、「堪輿家」という言葉を用いている。

鬼門という事が『黄帝宅経』にみえるというのは、黄帝が制定したという理由によるもので、屋宅を作るときの概要を記した書である。これは堪輿家といつてこのような事を学ぶ人が黄帝の御名に仮託したものである。

『漢書』藝文志・五行には『堪輿金匱』十四卷の名が記され、『史記』日者列傳（褚少孫補伝）にはこうある。

武帝があるとき、占者達を集めて、「某日が嫁どりにいい日かと聞くと、五行家は可といい、堪輿家は不可といい、建除家は

不吉といい、叢辰家は大吉といい、曆家は小凶といい、天人家は小吉といい、太一家は大吉といった。互いに論争して決することができなかつた。<sup>36</sup>

『史記』には「堪輿家」の名が登場し、『宋史』藝文志、『明史』藝文志などにも「堪輿」の名がつく書がみられる。<sup>37</sup>

一方、白石は、日本の朝廷では「陰陽曆家」等がこうしたことを行うとする。これは朝廷におけるさまざまな吉凶を占断した土御門家などを示したものであろう。

#### (五) 内裏と東北「鬼門」の缺け

白石は、次に朝廷の内裏を挙げ、「鬼門」を論じていく。

我朝の秘記に、憲榮朝臣のりよしが申しているには（この朝臣についてはまだしらべてはいない。推測するに賀茂氏の博士であろう）、「丑寅の方は卜占、曆法で見ると賀茂氏の博士である。この方角を塞いではいけない」という事がある。

ここでいう、憲榮朝臣とは、十二世紀の陰陽頭であった賀茂憲榮のことであろう。そして、『拾芥抄』下「方角部第三十三、方角禁忌事」には、この文言がある。

憲榮朝臣申云、丑寅ノ方卜曆ニ付タルハ良方也、仍丑寅方不可塞、余ノ角角准之。

白石が「我朝の秘記」と称するのは、『拾芥抄』であり、この一文を引用したと考える。

白石は「これは東北の隅に家をつくって塞いではいけないとする説である」とし、『黄帝宅経』の説（「東北の隅に家を造りて塞いではならない」と符合するものだろうか）と推定している。

白石は、次に朝廷の内裏について述べる。

古い大内裏宮城の図を按察するに、東北の隅を缺いたようには見えない。ただし、梨本の地は内裏の東北の外にある。その地は空閑の地を記しているのは、これはもしくは塞いではいけないとする心情なのだろうか。

白石は、実際、古い大内裏宮城の図を調査して、内裏がどのようになっているかを調べたと考える。「古い大内裏宮城の図」としていることから、おそらく平安時代の平安宮の内裏の図であったと考える。

白石は、大内裏の図では、東北の隅を缺いたようには見えなかったとする。ただし、内裏の東北の梨本の地が空閑の地になっていることに注目し、「東北を塞いではならない」の説によるものかと推察している。

また、今の内裏についても述べている。

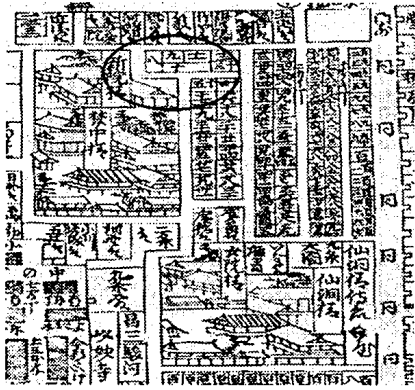
今の内裏は光明院の帝の御即位の時に、元の内裏は尽く炎上し

てしまったので、陽徳門院の土御門の御所の焼け残りを用いられて、仮の内裏となされた。内裏の正殿である紫宸殿はもとの寝殿であり、内侍所（ないしじょう）は東の臺であり、清涼殿は西の臺である。古えの名だけ残っているが、まことは平安宮の古い内裏のあとかたもないといえる。これも東北の隅を缺いていたとはみえない。

平安宮の内裏（天皇の平常の御在所）は平安遷都以降、十数回の火災にあい、安貞元年（一二二七）に再建中の殿舎が焼失し、宮城内の内裏は廢絶した。十一世紀半ばから天皇は里内裏に常住するところが多くなった。里内裏のひとつ土御門東洞院殿は元弘元年（一三三一）、北朝の光厳天皇の御所とされた。足利尊氏は北朝の光明天皇（在位一三三六―一三四八）を擁立し、土御門東洞院殿を天皇の居とした。南北朝統一後正式に、内裏は現在の京都御所の位置におかれた。<sup>38</sup>

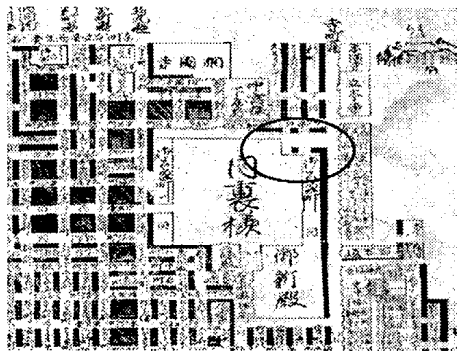
白石は「内裏の東北の隅は缺いているか否か」を調査した。「東北隅を缺く」ことは確かな証拠をみいだすことができなかったが、内裏における東北鬼門にまつわる話を挙げている。

ただし、紫宸殿の東北の隅の柱だけ四角にけずられているという。本当であろうか。これは鬼門にあたるので、缺いたものという人がいるけれども、定かなことはわからない。



図：新板平安城東西南北町並  
洛外之図

承応三年（一六五四）  
『近世の京都図と世界図』（京都大学  
付属図書館編集・発行 二〇〇一）  
七頁より転載  
承応三年～明暦元年（1654～1655）  
に内裏はあらたに造営されており、  
その時代のものと推定できる



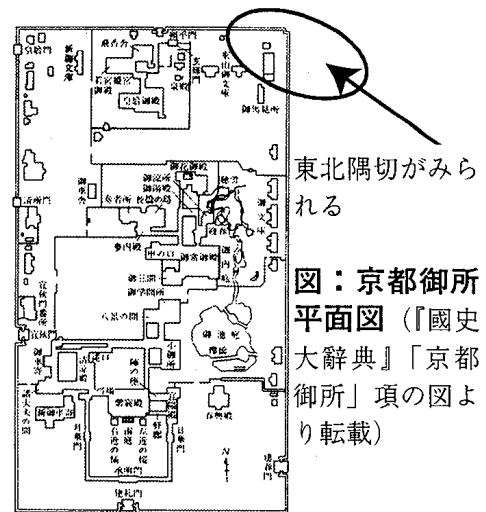
図：平安城東西南北並之図

京藩邸が形成される以前の状況を  
反映したものとされる。上記の書  
の六頁より転載

このことから、幕府内には、内裏は東北「鬼門」の部分の缺かしたり、あるいは東北部の柱を缺かすことが行われているという話があったのではないかと考える。

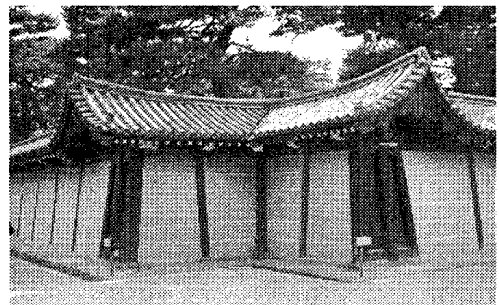
江戸時代の内裏は何度も焼失し、何度も再興されている。このうち、一六〇〇年代の内裏図をみると、実際に東北部がかけている。このう

39



東北隅切がみられる

図：京都御所  
平面図（『國史  
大辭典』「京都  
御所」項の図よ  
り転載）



図：現在の京都御所の築地塀の東北隅切（水野撮影）

現在の京都御所は、江戸時代の天皇の居所である内裏であったが、現存する御所は安政元年（一八五四）の内裏焼失にともない、安政二年に再興されたものである。この内裏の築地塀の東北隅も隅切されている。内裏は何度も再興されているが、一六〇〇年代以降には、内裏の東北隅を缺かしていたと推定する。

（六） 缺けに対する解釈

内裏の東北隅（あるいは紫宸殿の東北隅の柱）の缺けについて、白石は内裏の造営にまつわる言い伝えと『史記』の引用からその解釈を行っている。

古くは内裏をつくる時には、必ず建て残す所があるという。

これは「天道は盈てるを虧く」の戒めであるといひ伝えられている。

この「天道は盈てるを虧く」の文言は、『易』地山謙にもとづくものであると考える。

天道は盈を虧きて謙に益し、地道は盈を變じて謙に流し、鬼神は盈を害して謙に福ひし、人道は盈を惡みて謙を好む。謙は尊くして光り、卑くして踰ゆべからず。君子の終りなり。<sup>40</sup>

天道は盈ちたものを虧いて謙に益するとあり、謙の尊さを述べている。そして、尊い位の人が謙遜の徳を有するならば、その徳はますます光り輝くとする。

白石は内裏の造営の際には、この戒めがいい伝えられてきたとし、内裏における東北の隅や隅の柱を四角に缺くこともこの考えにもとづいたものと推定している。

また、『史記』の一文も引用している。

『史記』の亀策傳にも「天すらなお完全ではない。故に家屋を造営するのに三つの瓦を葺き残す」という。これらは禁忌のためではない。深き戒めなれば、そのようなこともあるのであるう。

『史記』龜策列傳にはこう記す。

天すらなお全からず。故に世は屋を為るに三瓦を成さずしてこ

れを陳べ、以てこれ天に應ず。<sup>41</sup>

白石は、これらを引用して、東北「鬼門」を缺くことは禁忌のためではなく、戒めであることを述べている。

幕府内や世の人々においては、東北「鬼門」を缺くことを禁忌のためとする風潮があったのであろう。そして、白石はこうしたことに対して懐疑的であった。それが『鬼門説』を記すきっかけとなつたと考える。

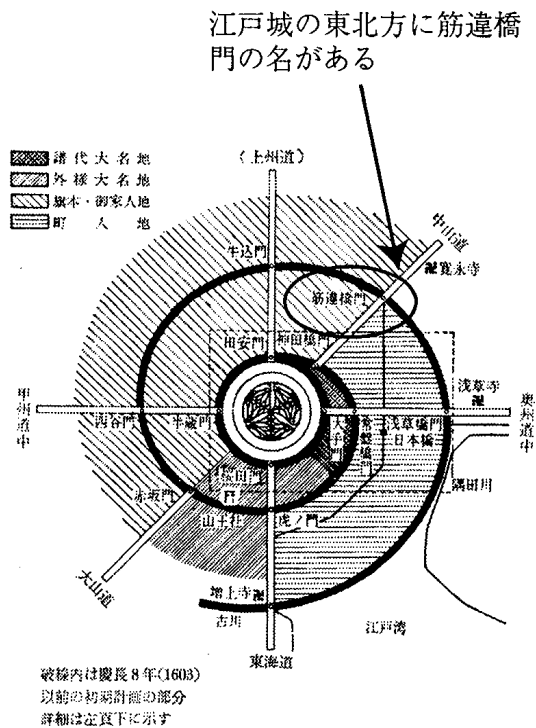
#### (七) 將軍家康・秀忠と「鬼門」にまつわる話

白石は『鬼門説』の最後に、將軍家康と秀忠のふたりと江戸城の「鬼門」にまつわる話を挙げている。

最初は將軍家康と「鬼門」にまつわる話である。

近くは神祖（家康）の御時に、外城門をお建てになられたが、（江戸城からみて）東北の方にあたるということを申す人があり、それならばと名を筋違橋の門と名づけさせられたのである。これはこのように諫め申し上げた言葉にそむかないように、（違の）名をもつて方位を変えさせたいけれども、本当はその門を改めて（鬼門方ではない場所に）建てさせることはなさらなかつた。

実際、江戸城の外堀の東北部に位置した門に筋違橋門があつた。



図：江戸都市構成図

内藤昌「江戸の都市構造」(『江戸時代図説』第四卷 江戸一 筑摩書房 一九七五) 百六十四頁の図より転載

平安時代以降、「方違え」とし、自分が行こうとする方位が暦の巡りで凶となる場合、それを避けるため、別な場所に一旦移り、そこからあらためて方角を変えて目的地に行くことがなされた。おそらく、東北の門に「違」の名をつけることにより、江戸城の鬼門にあたる門の方位を違えるという意味をこめたと考える。

白石はこの話を家康の時としているが、浅草橋門を経て隅田川にいたる外堀を延々と工事し、江戸城の東北部が整えられたのは秀忠の時代とされている。<sup>42</sup> 従って、これが本当に家康の頃の話であるかは定かではないが、こうした話が幕府内に伝わっていたのであろう。

もうひとつは、將軍秀忠と「鬼門」にまつわる話である。

また、徳祖（秀忠）の御時、御殿を造営されるときに、（ある者が）東北の方を缺くべき理由を申しあげると（徳祖は）お笑いになり、「天下はなお一つの家のようなものである。我家の鬼門は蝦夷の地にあるのであり、その他の地は禁忌にかかわることに及ぶことはない」と仰せられた。これは常に（徳祖の）お側に仕える人がお話になったことを直接承ったものである。

白石は、この話を秀忠（一五七九〜一六三二）に仕えた人物から聞いたとしている。年代的には、秀忠に仕えた人から直接聞いたのは微妙であるが、信憑性の高い話だと考える。

この二つの話は、江戸城についての二つの「鬼門」が語られている。

第一は居所からみた東北方を忌むことである。江戸幕府においては、徳川家康に進言した者により、江戸城の東北方の「鬼門」にあたる門を筋違橋門としたのはこれにあたる。

第二は居所内の東北方を「鬼門」として忌むことである。世間では居所の東北隅をかかせることが多くあったとする。朝廷においても、「内裏の紫宸殿の柱の東北隅をかく」、「内裏の東北隅をかかせる」としている。これらはみな、東北方を忌むことにより行われたのではないかとしている。江戸幕府においては、御殿の東北隅



をかかせるように徳川秀忠に進言した者がいたとするのはこれにあたる。

白石は『鬼門説』の最後にはこう述べている。

(こうしたことを) 申すのも愚かなことだけれども、誠に天下、治められる御心よりお出になった御言葉であり、とてもありがたい事である。

このように、天下を治める立場の者は、鬼門の禁忌については関与しないことを述べている。このことが『鬼門説』のなかで、白石が述べたかったことであろう。

### おわりに

このように、白石は「鬼門」についてさまざまな角度から懐疑的に分析しようと試みた。『山海経』、『黄帝宅経』、『史記』、『新序』などの文献を挙げ、内裏の図面を調査し、さらに幕府内の見聞をもとに、『鬼門説』を構築していったのであった。

では白石はなぜ、『鬼門説』をあらわしたのであるか。

白石は綱豊、のちの將軍家宣に対し、延べ千回以上の進講を行った。そうした進講については、白石はあらかじめ草稿を用意していたと考える。それ以外にも、將軍からのさまざまな諮問にこたえる

ことができる草稿も準備していたと考え、『鬼門説』はそうした諮問にこたえるものとして準備されたものと推定する。

世では「鬼門」を忌む風潮があり、それは幕府のなかでも同様であったと考える。『鬼門説』はそうした風潮において、世を治める將軍としてどのように対処すべきかを示したものであり、政治的な意図をもって書かれたものではなかったと推定する。そのことは文の最後に神祖(家康)、徳祖(秀忠)の「鬼門」に処する態度を記した文言でしめくられていることにも示されていると考える。

『鬼門説』はまた、「鬼門」に対する禁忌がこの時代、朝廷、幕府内をはじめ、一般庶民の生活のなかにも浸透していたことを示すものであり、そうした世の風潮を知ることができる貴重な資料であることも加えておきたい。

### 注

1 新井白石については以下を参考文献とした。

宮崎道生『新井白石の人物と政治』(吉川弘文館 一九七七)

勝田勝年『新井白石の学問と思想』(雄山閣 一九七三)

桑原武夫責任編集『新井白石』日本の名著十五(中央公論社

一九六九)

- ケイト・W・ナカイ著 平沼直昭・小島康敬・黒住真訳『新井白石の政治戦略』（東京大学出版会 二〇〇一）
- また、山中浩之教授には、新井白石の人物像、『鬼門説』の解釈において様々なご教示をいただいた。
- 2 村田あがは、『古事類苑』方技部三、陰陽道下「鬼門」をもとに鬼門を論じているが、そこで新井白石が『鬼門説』を記したことを挙げている。
- 『江戸時代の家相説』（雄山閣 一九九九）一九八〜二〇二頁
- 3 桑原武夫「日本の百科全書家新井白石」（桑原武夫責任編集『新井白石』日本の名著十五 中央公論社 一九六九）二十四〜二十五頁
- 4 『大猷院殿御實紀』巻五 寛永二年（一六二五）十一月条は国史大系第三十九巻『徳川實紀』第二篇所収。
- 5 天海は、徳川家康、秀忠、家光の三代將軍が篤い信賴をよせた天台僧（諡号慈眼大師）である。天海は信長の比叡山焼き討ちの後の比叡山延暦寺復興に尽力し、仏教と神道を融合した山王一実神道の立場で家康の遺骸を（久能山より）日光山に移して東照大権現とし、さらに日光山輪王寺を建立し、また、寛永二年（一六二五）、忍岡に東叡山寛永寺を建立されるとその第一世となり、寛永寺を徳川家の廟所とした人物とされる。（『國史大辭典』「天海」の項参照。
- 6 寛永寺教化部編「寛永寺の成り立ちと歩み」（『寛永寺』東叡山寛永寺 一九九三）ページノンブルなし
- 7 「平安京の鬼門鎮護を比叡山がなす」ことについては、平安時代末期から鎌倉時代にかけて、『平家物語』、『叡岳要記』等の文献に記されている。
- 8 『柳多留』の最初の発行は十八世紀半ばである。本文の川柳は安永五申年刊（一七七六）の十一篇所収。
- 9 鈴木勝忠編『雑俳語辞典』（東京堂出版 一九六八）の「鬼門」の項参照。
- 10 君美は白石の本名。
- 11 『鬼門説』は『甘雨亭叢書別集』四十九所収。
- 12 『甘雨亭叢書』は、安中藩主板倉勝明により集められた書である。『甘雨亭叢書別集』は稀書とされる。翻刻の底本としたのは「東京大学資料編纂所」のものである。
- 11 『宋史』藝文志には『黄帝八宅經』がある。
- 12 鬼門宅壅氣。缺薄空荒吉。犯之偏枯淋腫等災。これについては、苗村元長は和刻本『黄帝宅經』において以下

のように訓読している。

鬼門は宅壅り、氣缺薄、空荒は吉。これを犯せば偏枯淋腫等の災あり。

鬼門宅壅、氣缺薄、空荒吉。犯之偏枯淋腫等災。

13 艮鬼門龍腹德囊、宜厚實。重吉。缺薄即貧窮。

先の苗村元長は、こう訓読している。

艮鬼門は龍腹德囊、宜しく厚く實重なるべし。吉。缺薄なれば即ち貧窮す。

艮鬼門龍腹德囊、宜厚實重。吉。缺薄即貧窮。

14 また、現存する『山海經』にはこの文はない。後漢の王充『論衡』訂鬼篇に『山海經』からの引用として、東北鬼門、神荼・

鬱壘の話が記載されている。

15 漢 劉向撰『新序』卷五にある

16 陰陽頭 賀茂憲栄のこと 久安六年(一一五〇) 具注曆々跋  
(『台記』) に従四位下陰陽頭兼権暦博士賀茂憲栄とある。

山下克明『平安時代の宗教文化と陰陽道』(岩田書院 一九九六) 一三三頁参照。

17 『拾芥抄』下(方角部第三十三、方角禁忌事)にこの文言がある。

『拾芥抄』は新訂増補『故実叢書』第二十二卷(明治圖書出版

一九五二)所収。

18 陽徳門院は瑛子内親王、後深草天皇の第五皇女。

19 本来は「紫宸殿」とする。

20 『易』地山謙には「天道虧盈而益謙」とある。

21 『史記』龜策列傳第六十八

22 徳川家康のこと

23 徳川秀忠のこと

24 『黄帝宅經』は、『道蔵』、『四庫全書』術數類「宅經」、『古今圖書集成』堪輿部に所収。

『黄帝宅經』の成立年代については不明であるが、王玉徳は唐代にはすでに流行していたと推定している。

王玉徳『尋龍点穴』(中国電影出版社 二〇〇六) 二百十五頁

25 村田あが『江戸時代の家相説』(雄山閣 一九九九) 百五十六頁

26 王玉徳『尋龍点穴』(中国電影出版社 二〇〇六) 二百十五頁

27 王充『論衡』訂鬼篇

『山海經』に又曰く、「滄海の中に、度朔の山有りて、上に大なる桃木有り。其の屈蟠すること三千里、其の枝間の東北を鬼門

と曰ふ。萬鬼の出入する所なり。上に二神人有り。一は神茶と曰ひ、一は鬱壘と曰ひ、萬鬼を閔領するを主る。惡害の鬼は、執ふるに葦索を以てし、以て虎に食はしむ。是に於ひて黄帝乃ち禮を作し、時を以て之を驅りて、大なる桃人を立てて、門戸に神茶、鬱壘と虎とを畫き、葦索を懸けて、以て凶魅を禦ぐ」と。

『山海經』又曰、「滄海之中、有度朔之山、上有大桃木。其屈蟠三千里、其枝間東北曰鬼門。萬鬼所出入也。上有二神人。一曰神荼、一曰鬱壘、主閔領萬鬼。惡害之鬼、執以葦索、而以食虎。於是黄帝乃作禮、以時驅之、立大桃人、門戸畫神荼、鬱壘與虎、懸葦索、以禦凶魅」。

28 蔡邕『獨斷』

海中有度朔之山。上有桃木。蟠屈三千里、卑枝東北有鬼門、萬鬼所出入也。神荼與鬱壘二神居其門、主閔領諸鬼。其惡害之鬼執葦索、食虎。故十二月歲竟、常先臘之夜、逐除之也。乃畫茶壘并懸葦索于門戸、以禦凶也。

29 應劭『風俗通義』祀典第八

於是縣官常以臘除夕飾桃人、垂葦茭畫虎於門、皆追效於前事、冀以衛凶也。

30 『歲時廣記』卷第五 元旦上「寫桃版」

皇朝歲時雜記、桃符之制、以薄木板長二三尺、大四五寸。上畫神像、狻猊白澤之屬、下書左鬱壘、右神荼、或寫春詞、或書祝禱之語。歲旦則更之。

31 中川忠英著 孫伯醇、村松一弥編『清俗紀聞』I (平凡社 一九六六) 六十六、六十七頁

『清俗紀聞』は中川忠英が長崎に来る清人(主に江南、浙江の人)の民間風俗を聞き取り、文と図にあらわしたもので、寛政十一年(一七九九)刊行された。

敦崇『燕京歲時記』春聯

清代の『燕京歲時記』には春聯は桃符としている。

春聯はすなわち桃符のことである。臘月(太陰太陽曆の十二月)に入った後、文人墨客が商店の軒下で春聯を書写し、その書いた報酬を得るのである。竈神を祭った後は漸次、春聯を貼りかけ、数えきれないほどの門戸が煥然と光輝き、一新されるのである。

春聯者、即桃符也。自入臘以後、即有文人墨客、在市肆簷下、書寫春聯、以圖潤筆。祭竈之後、則漸次粘掛、千門萬戸、燦然一新。

32 漢 劉向撰『新序』卷五

哀公問於孔子曰、寡人聞之。東益宅不祥、信有之乎。孔子曰、

不祥有五而東益不與焉。夫損人而益己、身之不祥也。棄老取幼、家之不祥也。釋賢不用、用不肖、國之不祥也。老者不教、幼者不學、俗之不祥也。聖人伏匿、天下之不祥也。故不祥有五而東益宅不與焉。

## 33 『論衡』四諱

傳曰、魯哀公欲西益宅、史爭以為不祥。

前漢の『淮南子』人間訓にも同様の文がある。

## 34 『論衡』四諱

俗有大諱四。一曰、諱西益宅。西益宅謂之不祥。

王充はそれらについてこう述べている。

實説其義、不祥者義理之禁、非吉凶之忌也。夫西方長老之地、尊者之位也。

## 35 『淮南子』齊俗訓

東家謂之西家、西家謂之東家。

## 36 『史記』日者列傳

孝武帝時、聚會占家問之、某日可取婦乎。五行家曰可、堪輿家曰不可、建除家曰不吉、叢辰家曰大凶、曆家曰小凶、天人家曰小吉、太一家曰大吉。辨訟不決。

## 37 『旧唐書』列傳によれば、呂才はこれまでに流布してきた陰陽

書の誤偽、浅俗な部分などを整理し、貞観十五年（六四一）に

『陰陽書』五十三卷を撰したとするが、その一部と考えられる『宅經』の叙において、『堪輿經』の名が登場する。

『堪輿』の名は宋代から清代の書にも登場する。

『宋史』藝文志・五行類 『堪輿經』一卷、『太史堪輿』一

卷、『黄帝四序堪輿經』一卷

『明史』藝文志・五行類 謝延柱『堪輿管見』二卷、薰章

『堪輿秘旨』六卷、陳時暘『堪輿眞諦』三卷

『清史稿』藝文志 術數類 相宅・相墓之屬 熊起礪撰

『堪輿洩秘』六卷

## 38 『国史大辭典』内裏項参照

江戸の家相師、長田藁雀は『家相全書』（序は文化元年（一八

〇四）のなかで、内裏の築地塀に東北の畝けがあることを述べ、こう解釈している。

故ニ、天子ハ南面ニシテ太陽ノ中ルヲ遥拝サセ賜フ。諸侯

ハ北面シテ天子ヲ尊拜ス。此如、朝日ハ大切ナルコト、知ベ

シ。故ニ天子ノ御築地ニテモ、貴門ノ闕備アルコトヲ以テ知

ベシ。

長田藁雀によれば、天子は南面して太陽を遥拝するが、朝日はことに大切であり、その朝日が昇る方位として東北を貴門とし、御所に畝けがあるのだと解釈している。

40 『易』地山謙

天道虧盈而益謙、地道變盈而流謙、鬼神害盈而福謙、人道惡盈而好謙。謙尊而光、卑而不可踰。君子之終也。

41 『史記』龜策列傳

天尚不全。故世為屋不成三瓦而陳之、以應之天。

42 内藤昌『江戸と江戸城』（鹿島研究所出版会 一九六六）五十  
四頁